

議決事項第1号

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則</p>	<p>副校長の職が設置されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 職制上の段階 副校長の職制上の段階に応じた標準的な職について整備を行う。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の

一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成

二十八年三月奈良県教育委員会規則十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第二号及び同表二の項第二欄第二号中「教頭」を「副校長及

び教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。



改 正 案	務	二 県費負 一 略	担教職員 (市町村 二 副校長及 び教頭 略	立学校職 員給与負 担法第三 二八 略	条に規定 する職員 を除く。 (が行う 職務
	現 行	務	二 県費負 一 略	担教職員 (市町村 二 教頭 略	担法第三 二八 略

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 人事評価対象者の追加  (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。  (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び宿舍指導員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。  (第5条関係)</p> <p>2 施行期日  令和4年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会

規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「教頭、事務長」を「副校長、教頭、事務長」に、「の教頭」を「の副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改 正 案	<p style="text-align: center;">(自己申告評価)</p> <p>第五条 略 2～4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">被評価者</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">副校長、教 頭、事務長 及び副主幹</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一次評価 者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二次評価 者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭</td> </tr> </table>	被評価者	略	副校長、教 頭、事務長 及び副主幹	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭	第一次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭	第二次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭
被評価者	略	副校長、教 頭、事務長 及び副主幹	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭										
第一次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭										
第二次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭										
現 行	<p style="text-align: center;">(自己申告評価)</p> <p>第五条 略 2～4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">被評価者</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">教頭、事務 長及び副主 幹</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一次評価 者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二次評価 者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭</td> </tr> </table>	被評価者	略	教頭、事務 長及び副主 幹	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭	第一次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭	第二次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭
被評価者	略	教頭、事務 長及び副主 幹	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭										
第一次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭										
第二次評価 者	略	略	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭										

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 人事評価対象者の追加  (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。  (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。  (第5条関係)</p> <p>2 施行期日  令和4年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>



奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規

則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表教頭の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表主幹教諭、

教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び事務職員、及び学校栄養職員の項中「教頭」を

「副校長又は教頭」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改 正 案	第五条 略 2 ～ 4 略 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	(自己申告評価) 第五条 略 2 ～ 4 略 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	被評価者	略	副校長及び 教頭	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭、 教諭、講師 及び事務職 員	学校栄養職 員	学校栄養職 員 に勤務する 定する施設 第六條に規 定する施設 定する施設 第六條に規 定する施設 第六十号) 九年法律第 十九号) 昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六條に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合
			被評価者 第一次評価 者		略	略	略	略	略
現 行	第五条 略 2 ～ 4 略 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	(自己申告評価) 第五条 略 2 ～ 4 略 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	被評価者 第一次評価 者 第二次評価 者	略	略	略	略	略	略
			被評価者 第一次評価 者	略	略	略	略	略	略

	<p>改 正 案</p>
	<p>現 行</p>

	<p>員である場 合は、市町 村教育長の 指定する者 )</p>	
--	--	--

	<p>合は、市町 村教育長の 指定する者 )</p>	
--	--	--